

改正
新賃條例
草案

299



114
A1725



聖國往在ナリ他邦貿易之要ナリ其貨幣之
 制度亦ク精密ナル故其銀各程ニシテ其
 價位ハ亦一定セシ今其概畧ヲ舉ゲルニ度長
 金者身保金あり又身保金あり大小別金あり
 一分金あり二分金あり三朱金あり一分銀あり一朱
 銀あり尚古時あり大小數種之銅鐵あり其地
 一時通用之貨幣ハ枚數多シ違ふ所アリ一
 國一邦限リノ貨幣ありて今其造僅ナリ一
 邦ニ通用シ他方ニ流通セざるものありかくは不類
 匡ニありて方圓大小其價ニ日夫ありて混合ニ難

大正十一年四月

寺

後其曾の同くせし抑貨幣に眼目たる量目
を性合する事ありて不強んと辨せしむるに新の五
元雜用し不伍は低下し其間或は廢棄せし
幣ありて竟り今日の思ふに則致せり偏に良
性に管幣に從らば富家庫中の宝物とし
たり或は外玉一輪出せしル亦少なきに遂に
諸品操用し能力を失ひ口用便利にたを塞
き流通の公を強強んと飽えんとす多き事案に
天下一般の窮乏巨なりて貧民の痛心更に之を
了らるものありし今其緣由を了らば

金一毫の價位なくして善惡良否を認用
するの善幣なり生する事たり方今貿易
に及強盛なる時を當りて四幣を改免精良
之新制衣を設けしんを何をして流通のたを
辨る富國の基を立んや是政府の責任に
しと強の強息を急務にあり去る以て
元凶の年より早くその功を起し以て大の
強を厭ふは大坂において新の造幣寮を
建置し壯大なる器械を備へて廣く宇内各
國に貨幣の真理を察せし金銀の性質を

目より割作の差を鑄造の方法を至るまで
詳しき普通の制を比較高量し以て精密の
通用貨幣を鑄造し左未の貨幣を加へて
一般の流通を次負けんとするの故金を謀る既に
開察の儀典を完了せしむるに先んて
如く區々各種の貨幣多量に現場諸所に
償直を錯誤し以て民の迷惑なる事やとを
漸く新旧を交換して左未の通宝に悉く改
鑄し都て品類を一定せしめんとの御執意
なき且貨幣の天下を民の通寶たる主

言不基き地金持券して引換を望む者
一に速く改鑄して通用貨幣を流通せし
まむといふ人々古未の旧習を就衣い重代の
寶物とせ給古金銀の類と數年たれば
しき全く地金一様のものとなる所を早
く交換流通して貨幣の真理成実せしむ
標注をせしむる所肝要なり斯る制は先
帝系を設けしと偏り以て民の保護を任
むるの職を盡すの外他あるべし況んば
民亦能く此理を悟得し各その務を勉

造幣
勵して天札の職を法を以て爲し、仍て今迄
其次の揭示し、併せて新貨幣の真形
を呈し、其量目品位表を添へ且地金引
換への規則等詳細に附録し、善き因
ふ所布諭を爲すもの也

明治四年癸未五月

太政官

新貨幣例目

一 新貨幣の稱呼、圓を以て起票とし、其多寡
を論せし、於て圓の原稱も數字を加へて之を
計算せし、但し一日以下を錢一圓の厘一錢つとを
以て少數の計算も用ふべし
一 算別を於て十進一伍の法を用ひ、一厘十を合
し、一錢とし、一錢十を併せて十錢とし、十錢
十五兩を以て一圓なり、一圓より五十百千万
至るといふこと、皆十數を合して一伍を進む其
他半銭五錢五十錢五百圓の如きは十數を以て

割一十錢二日二十日の如きル亦一十の割を
倍するまでとて之を固より輔幣の外に出す

厘より以下を別な鑄造の貨幣たりませぬ

諸計算上都て厘位も止るは捨五入たる

厘四捨五入の法計算而棄除して四毛迄ハ之を捨五毛以
上ハ割六毛一厘ニ即ち之を云

又公より以上十萬百千の如き至千

萬十即ち萬とを以て一億とし大数の計算

を為すに應し

一 制貨貨中全銀紙金の割合及之を量目を

定めて真形模寫の下り表出せらるべし

鑄和鑄造の際僅少の差ありを免うはは

故に今右種の貨幣を純て其を得止とて

生ずるの公するを表出して以て毛絲の微細

を辨析は

本位金貨質量目比較表

	純金重量				日本貨幣質量			
	イタラカラム	トロイゲイン	イタラカラム	トロイゲイン	イタラカラム	トロイゲイン	イタラカラム	トロイゲイン
二十圓	七九八六二	三〇	四六六九七	八八七三五	三三、三三〇	五二、四〇		
十圓	三九四三〇	一五	二三、四八	四四、三六七	一六、三三〇	二五、七二〇		
五圓	一九九六五	七、二八	一一、五七四	二二、一八三	八、三三〇	一二、八六〇		
二圓	〇、七九八六	三	四、六二九	〇、八八七三	三、三三〇	五、四四〇		
一圓	〇、三九九三	一、二八	二、三一五	〇、四四三六	一、三三〇	二、五七二		

ノ点ハ、カラム、ゲイン、ノ一ノ位ナリ
 一カラムハ、我ニ、六厘六毛二〇四
 一ゲインハ、我ニ、一厘七毛二五

通幣

前鑄造之銀

五錢	拾錢	貳拾錢	五拾錢	純銀重量
0.26634	0.53268	1.06536	2.6634	1.0
1.1	2.2	4.4	11.0	1.544
1.544	3.088	6.176	15.44	3.3295
0.33295	0.66585	1.3317	3.3295	1.25
1.25	2.5	5.0	12.5	1.93
1.93	3.86	7.72	19.3	

補助銀貨量目比較表

改正後鑄造之銀

五錢	拾錢	貳拾錢	五拾錢	日本錢	メトリックグラム	トロイグラム
0.28704	0.57408	1.14816	2.8704	1.07824	1.07824	1.07824
1.07824	2.15648	4.31296	10.7824	1.07824	1.07824	1.07824
1.07824	2.15648	4.31296	10.7824	3.588	1.34784	2.15648
0.3588	0.7176	1.4352	3.588	1.34784	1.34784	1.34784
1.34784	2.69568	5.39136	13.4784	1.34784	1.34784	1.34784
2.08	4.16	8.32	20.8			

明治五年十一月改正ノ公布アリシ銀ナリ

本位金貨

圖面

二十圓

徑		目量		品位	
英	本日	佛	英	本日	中分千
一・二七	一・二八五七	三三・三三	五・四四	八・八七五七	純金九百九十分 參和物百分

公差表

銀貨	品位差	量目ノ差
五拾錢	純金千分	日本錢 但一枚ニ付テノ差 九七・二〇
二十錢	二	三二・四〇
十錢	二	一六・二〇
五錢	二	八・一〇
一圓	二	四・〇五
二圓	二	八・一〇
五圓	二	二〇・二五
十圓	二	四〇・五〇
二十圓	二	八〇・一〇

品位ノ差ニトハ辟言ハ金貨ニテハ千分中九百九十分ノ純金アルヲ正シキ位トスルニ際僅少ノ差アルヲ免レス故ニ千分中八百九十十分ヨリ下ラズ九百〇二分ヨリ上ラサルモノハ正シキ位トスルナリ補助銀貨ニテハ千分中八百九十分純銀アルヲ正シキ位トスルニ差ハ金貨ト同比例ナリ

本位金貨

五圓

徑		目量		位品	
英	本日	研	英	本日	中分
〇・一三二八七	曲尺 七分二厘	ハカラム 三分一	百二十八ケイ 三六	二・二八二厘 八七五	純金 九百分 参和物 百分

本位金貨

十圓

徑		目量		位品	
英	本日	研	英	本日	中分
一・一三三三	曲尺 九分七厘	十六ケイ 三分二	二百五十七ケイ 三二	四・四八三厘 六七七	純金 九百分 参和物 百分

本位金貨

						一圓
徑		量			位品	
英	本日	佛	英	本日	中分千	
〇イニテ五	曲尺 四尺	一グラム 三九二	二五 七二	四九 三六	純金 九百九 參和物 百九	

本位金貨

						二圓
徑		量			位品	
英	本日	佛	英	本日	中分千	
〇イニテ六九	曲尺 五尺六厘	三グラム 三九二	五十一 四	八九 三三	純金 九百九 參和物 百九	

補助銀貨

						三十錢	改正前鑄造之
英	本日	佛	英	本日	中分	純銀八百分 参考物二百分	
	曲尺 七分七厘	五 カラム	七十七 ケイリン	一及三 厘五毛七			
						同上	
英	本日	佛	英	本日	中分	同上	改正後鑄造之
〇 イニテ九	曲尺 七分四厘	五 カラム三九三	八十三 ケイリン	一及四 厘三毫五毛二			

補助銀貨

						五十錢	改正前鑄造之
英	本日	佛	英	本日	中分	純銀八百分 参考物二百分	
	曲尺 一寸四厘	十二 カラム五	百九十三 ケイリン	三及一 厘九毛五			
						同上	改正後鑄造之
英	本日	佛	英	本日	中分	同上	
一 イニテ二	曲尺 一寸二厘	十三 カラム四七四	二百零八 ケイリン	三及五 厘八毫七			

補助銀貨

						五錢	改正前鑄造之
英	本	俾	英	本	中	純銀 八百分 參和物 二百分	
コイニテ六	曲尺 五八	一カラ 二二三	十九ケ レ一三	三分三厘 二九五	中		
						同上	改正後鑄造之
英	本	俾	英	本	中	同上	
同上	同上	一カラ 三七八	二十ケ レ一八	三分五厘 八七八	中		

補助銀貨

						十錢	改正前鑄造之
英	本	俾	英	本	中	純銀 八百分 參和物 二百分	
コイニテ七二	曲尺 五八	二カラ 六五	三十八ケ レ一六	六分六厘 五七九	中		
						同上	改正後鑄造之
英	本	俾	英	本	中	同上	
同上	同上	二カラ 六九五六	四十一ケ レ一六	七分一厘 七毛六	中		

銅貨

半錢

目量					徑
英	本日	佛	英	本日	
五十五ケイン	九分四厘八毛七五	三ケラム五六	七分二厘	〇インチ八七	
目量					徑
英	本日	佛	英	本日	
十四ケラム	二分四厘二毛五	〇ケラム九〇	五分二厘	〇インチ六二	

一厘

銅貨

二錢

目量					徑
英	本日	佛	英	本日	
二百二十〇ケイン	三分七厘九厘五毛	十四ケラム二五	一寸〇五厘	〇インチ二五	
目量					徑
英	本日	佛	英	本日	
百十〇ケイン	一分八厘九厘七毛五	七ケラム二二	九分二厘	〇インチ一〇	

一錢

通用貨幣之儀從來政府引揚吹換
一致未修至今敢普通之旨理正被為基
公平御所定を以て未^レ卒未^レ六月十日
より不^レ以^レ造幣寮より於て在^レ規出^レ通中
外人民の望み應^レ一^レ金銀地金英古金銀
其外^レ貨幣等より至るまで其^レ名目
如^レ言^レ及^レ於て其^レ價^レより比較^レ改^レ鑄^レ貨幣
如^レ言^レ中^レ事

明治二十六年五月

大政官

新貨幣通用制限

本位金貨幣 即 二十圓 十圓 五圓 中 一圓金を以て
原貨と定め各種の切札の掛方ある之を用ひ其
高利制限ありとありし

本位金と貨幣の主本ありし他の準據とあるもの
あり故に通用の際に制限をあるを要せしむる
一圓金を以て本位中の原貨と定めたりと然
中 一圓金を以て本位の基金を定め他の四種が
本位金にして標準を一圓金としてあり
神印の紙貨幣 即 五十圓 二十圓 十圓を以て本位たる金

貨幣

貨の分散を補つたものの貨不足は、てルニ相対するル一物に
より他物を知るし一物に数種五種或は六種或は七種の如くを併

せ果ふるとル一口の掛方より四の掛方を限るべし

銅貨即二種一銭ル銀貨と同しく補中の貨幣は

その掛方一口の掛方より四の掛方を限り用ひし

を以て貨幣は原本とし銀銅を以て補助貨

中とあせし所以の理は金と銀と各自の價あり

一固定は金價動かし銀は金價より銀山盛

たると銀價より其時の形取り由て上下し始終

一定不變なる事なし故に貨幣の原本は金

銀二種を用ひし國々といつた價の差遷り随ひ

日一原本の間互りるる速を起し政府を

定めし比較の如くは、は國家の損害を

醸せし事し、は漢漢強せし事あり、は金

を以て貨幣の原本とし銀を唯其の數を補

ひし事あり、は貨幣とし制限を設けては、は金

を以てあり、は銅の如きは、は金價最甚し、はを

以て、は銀の制限の高を少くせし

通貨制限は、は金價如く之果價動かし原本

補中の事あり、は所以の理より基きて制定せし

よのりてて... 引の... 制限... 照準...
... 誰... 拒...
... 其... 金... 双...
... 手... 年

大花省

造幣規則

第一条

造幣廠地金向て在り揚載を休日を除く
外毎日の於て十時より午後十一時迄地金
積りのたを之を開く

休日表

毎日の曜日一月... 四月七日

六月... 十二月

九月... 十一月

第二条

第一紙幣、其受不ら至て造幣を休むる
あり、論地金、造幣の方を断る也

但し、然場合不致てを速に其則を布告
す

第三條

外國金貨或ハ日本外國金銀ハ造幣
黨打取ル、造幣地金局長造幣権限ハ其
納人立合てて造幣黨ハ天祥を以て星目を
印シ、其百奉了す我
以上あり、後之を以て
所置を以て右地金ハ貨幣杖、請取ら
す

火盗天災等々、納細人の換米たり、
造幣局の餘庫ハ是を以て注之と爲す、
是より

第四條

造幣頭者、金地金を一、度貨幣杖、
造幣を以て其注之と爲す、其
府一對し、責任を擔當す、其外
幣、其注之と爲す、其注之と爲す、
造幣頭者、金地金を一、度貨幣杖、
造幣を以て其注之と爲す、其注之と爲す、
造幣頭者、金地金を一、度貨幣杖、
造幣を以て其注之と爲す、其注之と爲す、

是よりしては、試鑄を切取り、試鑄を以て信する
るあり、且其地金式に金貨幣の當
りたる時を之を以て信するに權あり

貨幣の當り、銀混合は百九十位以下

銅混合は百以下

右位の上に出る地金も雜物あり、剛脆な

るは、他處に貨幣鑄造の目的異なる

るは、物たるを以て信するなり

第五條

試鑄の試鑄報告を以て信する地金の計算を

とし、是の幣の刀幣を以て、強り、一辨金言
の記載し、外國首長の検査をたし、是
幣の之を調べるに二枚を輸納入、送。造
幣頭之を調べるに、此の貨幣枚の信取
事、を以て、たし、輸納入、此の題定書、不報を
を以て、調べるに、一枚を造幣廠、此の信取
幣枚、を以て、信するに、日、三十日の信、此の
本書の貨幣、内、函、大坂、三井、組、外、函、大
坂、在、東、洋、銀行、に、於て、拂、入、信、取、之
を、收、入、此の信、取、之

但し勅諭書に試練表を付て給納人送
るに日よりの三割を給る換招たぐい真貨
幣鑄造に取揃り給納人の給て補下幣
し者、是れ做らるる

次六条

金銀混食物(即ち古金銀を別号を云)ハ分析精
製のため是幣底金に於て之を交易するに
尤も其旨を以てし我
よりし、事なれ
う給し精製の後、試練して次五条に
い鑄造し受取らるる

但し銀は其時の價を以て買入を認め、造
幣業務に於て買入の代價は元
本位金貨を以て償ふに

次七条

廢換する新金貨は其分り其の手数料を以て量
目より其の改鑄に
給て交換へてらるる

次八条

外國人民其政府の許可を得て外國貨幣
鑄造するに對し其の金ハ百分一銀ハ枚の價一

河に至りしより考き百分の二に千粒料を
以て何時に補造はし居し其の法考き其の
以て何時に補造はし居し其の法考き其の

光九条

造幣寮の費用

金質融造料

百分の一

試験熔解料

百分の一

但し試験熔解料其減量試験細心の
持貯居し

造幣不的当りしを其法を試験費ハ

千以下千以上迄

五日

千一以下千以上迄

十日

二千以下千以上迄

二十日

原ハ是ニ准ハ

日断試験費

千以下千以上迄

二日

千一以下千以上迄

四日

二千以下千以上迄

六日

余ハ是ニ准ハ

分析費ハ造幣局に其の法を問はし居る

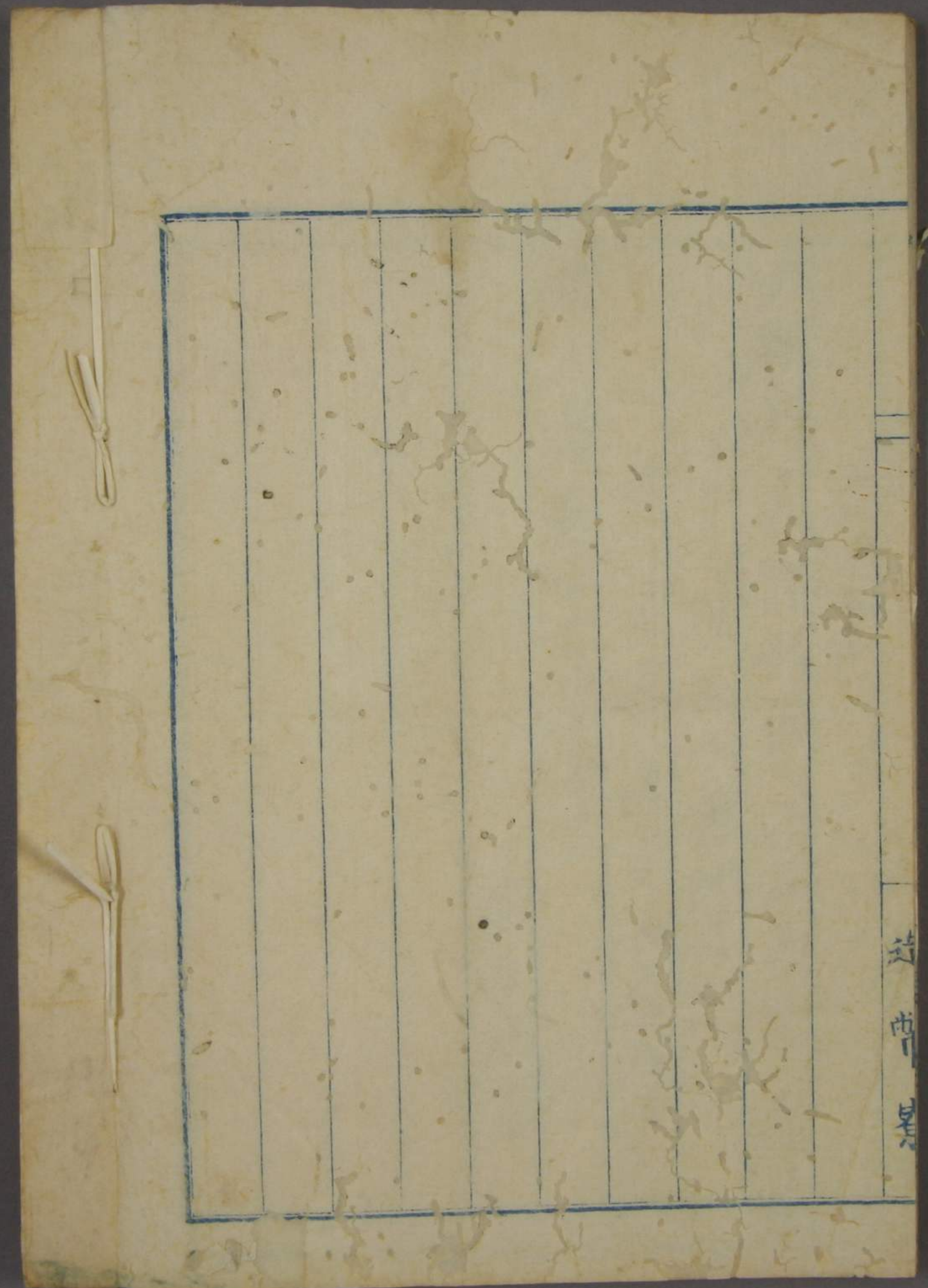
大不素

以規則家際試強う久要取之思ふ原とあ
ふに何時もこの程改正進加をへし

但しこの節は連ふ所を布告せし

右に通知布告次第

大不素省



通
曾
集